



2026年3月5日

各 位

会社名 花 王 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員
長 谷 部 佳 宏
(コード番号 4452 東証プライム)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2026年3月5日付「臨時株主総会招集請求書」）（以下「本請求書」といいます。）を2026年3月5日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

Oasis Japan Strategic Fund Ltd.

Oasis Opportunities Fund One SPC - Echo SP

請求者らは、各社で合算して、当社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6カ月以上前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求が行われた年月日

2026年3月5日

3. 請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

パーム油及び紙・パルプに関するサプライチェーン上のリスクに関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制における瑕疵の調査の件（会社法第316条第2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件）

(2) 招集の理由等

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

4. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

2026年3月5日

〒103-8210
東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
花王株式会社
代表取締役 社長執行役員 長谷部 佳宏 殿

PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman
KY1-1104, Cayman Islands

Oasis Japan Strategic Fund Ltd.
Director Phillip Meyer

Oasis Opportunities Fund One SPC – Echo SP
Director Phillip Meyer

臨時株主総会招集請求書

Oasis Japan Strategic Fund Ltd.及び Oasis Opportunities Fund One SPC – Echo SP（以下、総称して「請求者」という。）は、花王株式会社（以下「当社」という。）の総株主の議決権の百分の三以上の議決権を6か月以上前から引き続き有する株主であり、会社法第297条第1項に基づき、下記のとおり、本書到達の日から8週間以内の日を株主総会の日とする当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）を招集することを請求する。

また、2026年3月12日までに、書面により、本臨時株主総会に関する①基準日公告実施予定日、②招集通知発出予定日及び③株主総会開催予定日を回答することを求める。これらについて期日までに回答がない場合には、遅滞なく臨時株主総会の招集手続を行われる見込みがないものと判断する。

この請求の目的は、当社の長期的な企業価値を維持、向上させることにある。下記の議案は、当社のブランド、社会的評価、市場へのアクセス及び当社が2023年8月に策定した中期経営計画「K27」¹の達成に重大な影響を及ぼし得る、当社のサプライチェーン上のリスクに関する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制に瑕疵があるかを評価するため、独立した調査者の選任を求めるものである。

¹ 当社ウェブサイト「経営戦略と中期経営計画『K27』」参照。<https://www.kao.com/jp/corporate/strategy-and-mid-term-plan/>（最終アクセス日：2026年3月5日）加えて、当社の「花王 統合レポート2025」32ページ参照。<https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/investor-relations/pdf/kao-report-s-fy2025-jp.pdf#page=32>（最終アクセス日：2026年3月5日）

記

第1 株主総会の目的である事項

パーム油及び紙・パルプに関するサプライチェーン上のリスクに関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制における瑕疵の調査の件（会社法第316条第2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件）

第2 招集の理由

1 内部告発及び独立した報告書によってリスク管理体制及び内部統制についての重大な問題が指摘されている

請求者は、昨年度の定時株主総会において、当社の企業価値の向上を目的とした専門知識を有する社外取締役の選任を求めるキャンペーンを展開した後、人権侵害、森林破壊及びサステナビリティのリスクに関する当社のサプライチェーン上の問題を含む多数の内部告発情報を受領した。これらの告発内容の真偽を評価するため、請求者は、環境分野の独立した専門家に対し、告発内容及び関連する公表情報の検証を委託した。

www.protectkao.com において掲載している「花王における NDPE 方針とその実施の批判的評価 サマリー・レポート」と題する調査要約報告書（以下「本報告書」という。）は、当社のサプライチェーン上のリスク管理体制の不備を指摘しており、これらが十分に調査、是正されなければ、当社の将来の企業価値及び成長の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

請求者は、株主に対し告発内容について先入観をもって判断することを求めている訳ではなく、むしろ、本報告書においては、企業価値を維持するためには株主が選任する調査者による独立した事実調査が実施される必要があることが示されている。

2 告発内容は当社の売上高の 100%を支える原材料に関わる重要なものである

当社はパーム油及び紙・パルプの調達に依存していることから、本報告書が指摘する問題点は当社の財務及び企業価値にとって重要である。そのため、告発内容について調査がなされることは極めて重要である。

当社のカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）に対する 2024 年の開示資料によれば、当社の売上高の 100%がパーム油に依存し、71%から 80%が木材に依存している²。そのため、当社のサプライチェーン上のリスク管理が不十分である場合、

² 当社の「2024 CDP Corporate Questionnaire 2024」の「Palm Oil」1.22.13 及び「Timber products」1.22.13 参

当社の社会的評価の毀損、原材料供給網の混乱、市場アクセスの喪失といった重大な影響が生じ、当社の成長や中期経営計画「K27」の達成可能性に影響を与え、コンプライアンスに関するコストの増加に繋がる可能性がある。

3 本報告書で特定された主な課題

(1) パーム油及び紙・パルプのサプライチェーンにおける森林破壊や人権侵害に関与するサプライヤーの存在

本報告書において、当社は、パーム油及び紙・パルプのサプライチェーンにおいて、森林破壊や人権侵害に関与していると指摘され、又は実際に関与したとされるサプライヤーと直接的又は間接的に取引を行っている可能性があるとされている。かかるサプライヤーには、Royal Golden Eagle Group、Felda/FGV Holdings、Astra Agro Lestari、First Resources/Fangion Group、PT Aceh Trumon Anugerah Kita、Citra Borneo Indah Group、Grup Oileoflores、Abdi Budi Mulia 及び Pundi Lahan Khatulistiwa 等が含まれる。これらのサプライヤーに関する指摘事項としては、強制労働、大規模な森林破壊、グループ会社による地元住民の誘拐への関与、女性や子どもを含む多数の負傷者を出した村人との衝突等が含まれる³。

また、本報告書においては、国内外の他の多くの消費財メーカーが本報告書で言及されているサプライヤーとの取引を停止又は制限しているとされている一方で、当社は取引を継続又は拡大しているとされており、当社が競合他社の中で例外的な存在であることについても指摘されている⁴。

(2) 苦情処理メカニズムが不十分であり、適用対象者も限定されていること

当社のサプライチェーン全体におけるサプライヤーのコンプライアンス状況の監視及び確保には、強力かつ効果的な苦情処理メカニズムが不可欠である。本報告書においては、当社のサプライチェーンにおけるコンプライアンス状況についての苦情処理メカニズムの適用範囲が限定的すぎるという懸念が指摘されている⁵。当社は、当社のグリーンバンスメカニズム（苦情処理メカニズム）が、2025年6月30日現在において、309

照。 <https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/global/en/sustainability/pdf/cdp2024-001.pdf>（最終アクセス日：2026年3月5日）

³ 各サプライヤーの詳細及び当社との繋がりにつき、本報告書の2.1-2.7及び引用されている各種公表資料参照。

⁴ 本報告書の1.3及び2.1-2.7並びに参照されている各種公表資料参照。

⁵ 当社のグリーンバンスメカニズム並びに国際基準及び競合企業との比較における問題点につき、本報告書の1.2参照。また、当社のグリーンバンスメカニズムの概要について、経済人コー円卓会議（CRT）作成の資料参照。 <https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/kao-grievance-mechanism.pdf>（最終アクセス日：2026年3月5日）

の小規模パーム農園を対象としていると表明しているが⁶、請求者による2024年の推計に基づけば、これは当社のサプライチェーンにおけるパーム油の供給量ベースで6%未満にとどまる。対照的に、多くの国内外の競合企業は、すべてのステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを運用しており、サプライチェーン全体をカバーすることで重大な問題の早期発見、検討及び是正を可能にしている。

苦情処理メカニズムがすべてのステークホルダーにとって利用可能でないということは、サプライチェーン内の問題が企業価値を損なう問題に発展する前にこれらを特定、対処する当社の能力を制限することを意味する。

また、本報告書の指摘事項は、当社のガバナンス及びインセンティブとも関連している。重大なコンプライアンス違反件数は業績連動型株式報酬の主要な評価指標である⁷。苦情処理及び報告のシステムに制限がある場合、業績連動型株式報酬に用いられる重大なコンプライアンス違反件数の指標の信頼性が損なわれ、業績連動型株式報酬の合理性や取締役会及び取締役・執行役員報酬諮問委員会による監督体制に疑問が生じ得る。

(3) サプライチェーンや認証の詳細についての開示が不十分であること

当社は、当社のサプライチェーンにおいて森林破壊や人権侵害に寄与しないことを保証するために、2022年に「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(No-Deforestation, No-Peat, and No-Exploitation, NDPE) 方針への支持を表明しているところ、2019年の時点で、2020年までにパーム油や紙・パルプ等の調達に関して、原産地の森林破壊ゼロを支持している旨、表明している⁸。

アカウントビリティ・フレームワーク・イニシアチブ (AFI) をはじめとする国際的なベストプラクティスのもとでは、紙・パルプのサプライヤーの開示を含む高リスクのコモディティに関するサプライチェーンの透明性が強調されている。本報告書においては、多くの国際的な競合企業とは異なり、当社がAFIの推奨どおりに紙・パルプのサプライヤーを開示していないことが指摘されている⁹。加えて、当社は家庭用製品に使用した認証紙製品・パルプの比率が99.6%に達したと公表しているところ、本報告書においては、認証スキーム別の内訳や、支持を表明したNDPE方針の遵守をどのように確保しているのかについて十分な開示を行っていないことが示唆されている¹⁰。

⁶ 当社のウェブサイト「パームダッシュボード」参照。<https://www.kao.com/jp/sustainability/we/procurement/palm-dashboard/> (最終アクセス日：2026年3月5日)

⁷ 当社のウェブサイト「役員報酬」参照。<https://www.kao.com/jp/corporate/policies/corporate-governance/compensation/> (最終アクセス日：2026年3月5日)

⁸ 当社のウェブサイト「花王サステナビリティ データブック 2019」参照。<https://www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/sustainability2019-all.pdf> (最終アクセス日：2026年3月5日)

⁹ 当社の紙・パルプのサプライヤーについての透明性の欠如につき、本報告書の1.7参照。

¹⁰ 本報告書の1.5及び当社の「花王 サステナビリティレポート 2025」参照。<https://www.kao.com/content/d>

十分な開示がなされない限り、投資家において当社のリスク管理体制が適切かどうか、指摘事項が独立して検証可能かについて評価することができない。

4 告発内容が当社の長期的な企業価値を毀損する可能性のある理由

告発内容が真実であり、かつこれらが是正されない場合、以下の理由により、当社の企業価値を大きく毀損する可能性がある。

- (1) 当社は消費財メーカーであって、長期的な収益力はブランドの信頼性に大きく依存していることから、サプライチェーン管理が実効的でない場合には中期経営計画「K27」の達成に影響を及ぼす可能性があること

中期経営計画「K27」の一環として、当社は国際的な成長を重視しており、米国及び欧州での事業拡大を強調した開示資料では、特にビオレ UV の流通拡大、Oribe（オリベ）の消費者直販（D2C）チャンネルの拡大及び欧州の薬局をターゲットとした Curél ブランドの拡大の計画に言及している¹¹。

しかしながら、特に世界的な規制強化の潮流の中で、サプライチェーン管理が実効的でない場合には、これらの計画は脅威に晒される可能性がある。EU における森林破壊規制は、信頼性のある消費者ブランドに対する EU の消費者の期待を反映しており、規制リスクを大幅に増大させる。サプライチェーンにおける森林破壊への関与は、労働環境やサステナビリティに関する不適切な慣行を持つサプライヤーと関連付けられることによるブランド毀損リスクの増大に繋がり、最終的には欧州市場へのアクセスを失うことにも繋がりがかねない。

また、当社の成長戦略は、ブランドの信頼性の維持並びに小売業者、薬局及び EC プラットフォームとの強固な関係性に依存している。これらの取引先の多くは、パーム油や紙・パルプ等のコモディティについて、森林破壊や人権侵害に関連するサプライチェーン管理について厳格な要求を課している。したがって、本報告書に記載された告発内容及びリスク管理体制上の不備が確認され、かつ是正されない場合、その結果生じる社会的評価及びコンプライアンスについてのリスクは、当社が流通を確保、拡大する能力を直接的に損ない、製品展開を遅延又は制限し、関連市場における当社の成長戦略の実

[am/sites/kaowww-kaowww-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/sustainability2025-all.pdf](https://www.kao.com/content/dam/sites/kaowww-kaowww-com/jp/ja/corporate/sustainability/pdf/sustainability2025-all.pdf)（最終アクセス日：2026年3月5日）

¹¹ 各ブランドの戦略につき、当社の「花王 統合レポート 2025」参照。<https://www.kao.com/content/dam/sites/kaowww-kaowww-com/jp/ja/corporate/investor-relations/pdf/kaowww-reports-fy2025-jp.pdf>（最終アクセス日：2026年3月5日）。また、欧州の薬局をターゲットとした Curél ブランドの拡大につき、「Kao Group Cosmetics Business Growth Strategy Briefing Q&A Session Summary」5 ページ参照。<https://www.kao.com/content/dam/sites/kaowww-kaowww-com/global/en/investor-relations/pdf/kaowww-ir2025-02-qa-en.pdf>（最終アクセス日：2026年3月5日）

現を阻害する可能性がある。加えて、これらの成長分野への投資は、強固なコンプライアンス体制に裏付けられない限り、当社の資産の損失となり得る。

- (2) 当社の経営管理体制や内部統制が適切に機能せず、又は当社の情報開示が不完全又は誤解を招くものとみなされることにより、更なる問題が生じる可能性があること

本報告書における指摘事項が真実であり、かつ対処がなされない場合、当社のリスク管理体制や内部統制が適切に機能せず、又は当社の情報開示が不完全又は誤解を招くものであるとみなされるリスクがある。これらは投資家の信頼を損なうことに繋がる。また、経営陣において修正開示が必要となれば、経営陣に対する信頼性が損なわれることになりかねない。

5 株主の選任による、独立した調査の実施が必要かつ適切である

これらの問題が財務上重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、株主にとって、当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制が適切であるかどうかについて、独立した調査が必要である。

会社法第 316 条第 2 項に基づき株主が選任する独立した調査者による調査は、信頼性の高いチームによる事実調査を行うことにより、当社の内部統制の評価、告発内容の調査及び更なる潜在的なコンプライアンス違反の有無の確認をすることができ、是正措置の要否を明らかにすることで、投資家、顧客その他の利害関係者の信頼回復に資するものである。調査者による調査は、必要な範囲に限定されており、当社の負担を最小限に抑えるよう設計されている。調査には期限が定められており、重大なリスク及び開示の管理体制にフォーカスするものであり、当社の企業価値に重大な悪影響を及ぼさないよう、調査者にコスト及びリソースの分配について考慮することを求めるものとしている。さらに、費用負担を限定するため、当社が負担すべき社会通念上合理的な範囲を超える調査費用については、請求者が調査者に対して補償を行うこととしている（第 3 の 4 参照）。

なお、経営陣については以下の利益相反関係があり、網羅的な調査を実施できない可能性があることから、当社において自ら同様の調査を行うことは不可能であると考えられる。

- 代表取締役社長執行役員の高谷部氏が ESG コミッティの議長を務める一方で、当社のコンプライアンス体制の監督も担当し、かつ取締役・執行役員報酬諮問委員会のメンバーでもあること

- 代表取締役社長執行役員を含む経営陣の業績連動型株式報酬には、ESG 指標に連動する部分が相当程度含まれており、その正当性及び正確性は調査対象とされるべきであること¹²

また、ESG に関するパフォーマンスを担当する役員が、同時にかかるパフォーマンスの定義、測定、報告方法を管理し、コンプライアンス体制全般を監督するのであれば、株主として客観的評価を行うに際して当社の内部プロセスを信頼することはできない。

6 独立した調査の実施は更なる損害を防止するために必要かつ適切な措置である

独立した調査の実施は、その調査結果の如何にかかわらず、当社の企業価値の向上に資するものである。当社の内部統制が適切であると判明した場合、独立した調査の実施により当社の体制が適切であることが確認され、ステークホルダーの信頼を強化することに繋がる。不十分な点があると判明した場合、不十分な点の特定及び提言により、即座に是正措置を講じることが可能となり、将来的に問題に発展するリスクを軽減し、企業価値の持続的な向上に寄与することとなる。以上の理由により、この議案に賛成票を投じることは正当であり、当社及び株主の長期的な利益に沿うものである。

したがって、会社法第 316 条第 2 項に定める株式会社の業務及び財務の状況を調査する者を選任するため、臨時株主総会の招集を請求する。

第3 議案の要領

1 業務及び財産の状況を調査する者

調査の目的事項に記載の事項を調査させるため、前川晶氏、楠田真士氏及び Carr-Howard (カー・ホワード) 氏を、会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下「調査者」という。）に選任する。本議案の承認可決により調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
--------------	----------------------

¹² 代表取締役社長執行役員を含む経営陣の業績連動型株式報酬は、相当部分が「重大なコンプライアンス違反件数」や「主要 ESG 評価機関による外部評価結果」等の ESG 関連指標に連動しており、調査によるコンプライアンス違反の特定を適切に行わない可能性がある。そのため、経営陣には潜在的な利益相反関係が存在するといえ、独立した調査チームを設置する必要がある。当社のウェブサイト「役員報酬」参照。<https://www.kao.com/jp/corporate/policies/corporate-governance/compensation/>（最終アクセス日：2026年3月5日）

前川 晶 (1972年10月 9日生)	1999年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 岡村綜合法律事務所入所
	2006年2月	財務省関東財務局勤務(金融証券検査官)
	2008年1月	増田パートナーズ法律事務所入所
	2009年8月	前川晶法律事務所開設
	2011年2月	法律事務所イオタに合流
	2016年4月	第一東京弁護士会副会長(～2017年3月)
	2021年6月	かながわ信用金庫監事(現任)
<u>重要な兼職の状況</u> 法律事務所イオタ パートナー かながわ信用金庫 監事		

※前川氏は、当社株式を保有していない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
楠田 真士 (1979年9月 21日生)	2005年4月	野村證券株式会社(旧 リーマン・ブラザーズ証券株式 会社)入社
	2013年12月	弁護士登録(第一東京弁護士会)
	2013年12月	オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所
	2014年4月	一般財団法人都築国際育英財団理事(現任)
	2018年4月	慶應義塾大学非常勤講師(現任)
	2025年10月	ヒルフォード法律事務所開設
<u>重要な兼職の状況</u> ヒルフォード法律事務所 マネージング・パートナー 一般財団法人都築国際育英財団 理事 慶應義塾大学 非常勤講師		

※楠田氏は、当社株式を保有していない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
Maxwell Carr- Howard(カー・ ホワード) (1966年4月 30日生)	1996年	弁護士登録(コロンビア特別区) 米国連邦地方裁判所ニューメキシコ地区において C. LeRoy Hansen 判事の下でロー・クラークとして勤務
	1999年	米国司法省 米国連邦検事局 ニューメキシコ地区 検 事補
	2002年	Husch Blackwell LLP パートナー

	2013年	Dentons US LLP パートナー
	重要な兼職の状況	
	Dentons US LLP パートナー	

※Carr-Howard（カー・ホワード）氏は、当社株式を保有していない。

2 調査の目的事項

次の各事項を目的とする。

- ① 本報告書その他調査者に開示された資料において指摘されている当社のパーム油及び紙・パルプのサプライチェーン上のリスク（以下「本リスク」という。）に関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制の適切性及び有効性を評価すること
- ② 本リスクに関連するサステナビリティ、サプライチェーン及びコンプライアンス関連の開示の正確性及び適切性を評価すること
- ③ ブランド価値、市場アクセス及び米国及び欧州を含む日本以外の主要な市場における当社の成長戦略の実行への影響を含め、特定された瑕疵が当社の事業及び財務状況に影響を与えるものであると合理的に予想されるかどうかを評価すること
- ④ 調査結果、結論及び是正措置の提言（あれば）をまとめた調査報告書を当社に対し交付するとともに、株主総会に報告すること

3 調査及び報告の方法

- ① 調査者は当社からも本臨時株主総会招集請求者である請求者からも独立して調査を行う。
- ② 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。ただし、調査者が合理的に必要と認める場合には3か月を超えない範囲で延長できる。
- ③ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行ったうえで調査報告書（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、調査者は、調査報告書公表の後に開催される最初の株主総会において調査報告書の内容を報告する。
- ④ 調査者は当社の役職員及び関連する第三者に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。
- ⑤ 調査者は、当社の役職員その他の者が協力しない場合、調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的若しくは

は間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。

- ⑥ 調査者は、必要に応じて、当社役職員からのヒアリングを行い、調査対象とする事実の範囲（以下「調査スコープ」という。）を決定する。
- ⑦ 調査スコープは、調査者選任の目的を達成するために必要十分なものとする。また、調査者は、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。
- ⑧ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。
- ⑨ 調査者は、外部の専門家等を調査補助者として選任し、その合理的な費用を当社に対して請求できる。

4 報酬

- ① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に係る報酬（調査者及び補助者の日当を含む。）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たって合理的なタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なもののみとする。
- ② 調査者の請求に対して、当社が調査に係る報酬の全部又は一部の支給を拒否する場合、請求者が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった報酬を補償する。

第4 提案の理由

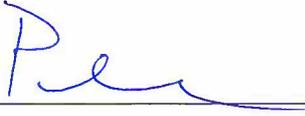
本報告書において当社のサプライチェーンのリスク管理体制、内部統制及び関連する開示について重大な問題の存在が指摘されており、迅速に特定、対処されない場合、当社には社会的評価の毀損、原材料供給網の混乱、消費者からの信頼の喪失、資金調達コストの増加といった影響が生じ、当社の長期的な企業価値を毀損するおそれがある。

これらのリスクは、米国及び欧州における流通網の拡大やブランド展開を通じた海外成長の加速という当社が公表する戦略により増大する。サプライチェーンの管理体制及び開示が不十分な場合、パーム油や紙・パルプに関連する問題が主要な成長市場における市場アクセスを阻害し、ブランド信頼性を毀損し、結果として当社の長期的な成長戦略を損なうおそれがある。

したがって、これらの問題を、独立性のあるプロセスにより調査を行うことが株主の利益に適い、当社の企業価値の持続的向上に資するものである。

以上

Oasis Japan Strategic Fund Ltd.

A handwritten signature in blue ink, appearing to be 'P. Meyer', written over a horizontal line.

Title: Director

Name: Phillip Meyer

[Signature page to Request for EGM]

Oasis Opportunities Fund One SPC – Echo SP



Title: Director

Name: Phillip Meyer